

令和6年度 大阪市旭区地域課題等学習会助成事業実施要項

令和6年5月
大阪市旭区役所

事業目的

P T Aをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とする団体・グループが実施する地域課題や人権、家庭教育等に関する学習会に対して、区役所が予算の範囲内において講師謝礼等を一部助成することで、市民の自主的な学習活動を支援する。

助成の対象となる団体・グループ

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが、地域課題や人権に関する学習会を行う場合が対象となります。

対象：旭区内の幼稚園や学校の単位・合同P T A、その他、旭区において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている団体・グループ

対象となる学習会の条件

令和6年6月1日～令和7年3月15日までに開催すること

1回あたり1時間以上開催すること

団体・グループの会員を対象とすること

次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動
(公の選挙に関わって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など)
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動(教義内容の学習会など)
- ・営利目的で行われる活動
(材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動)

対象となる学習内容

地域課題に関する内容

地域が抱える様々な課題について

例：地域で取り組む防犯教室 ～地域安全マップづくり～

地域における防災対策(共助の効果)

独居高齢の方への地域の関わり方を考える

子育てにおける地域の役割と課題

子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方

子どものインターネット・スマートフォンの利用について

子どもの事故と病気、応急処置について

人権に関する内容

子ども・女性・障がいのある人・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和、環境問題、個人情報保護など。

例：身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解

「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

助成の対象となるもの

報償金：講師に対する謝礼、一時保育謝礼、手話通訳謝礼（詳しくは、下表参照）

2回以上の助成を受けることも可能ですが、1団体あたり28,400円以内の助成となります。

当事業は、あくまで経費の一部を助成する事業であり、申請状況に応じて助成金額を決定します。**必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りません**ので、あらかじめご了承ください。

一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

手話通訳とは、聴覚に障がいのある方が学習することができるよう、手話通訳者を利用することをいいます。手話通訳者に依頼してください。

報償金基準表

本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。

区分	1時間あたりの金額 (税込)	職 別
講師	7,100円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	6,200円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例： 研究所の所長、NPO代表など
	5,200円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元PTA協議会役員 例： 研究所のメンバー、NPO役員など
	4,300円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
本市職員	0円	
保育	1,000円	保育ボランティアグループのメンバー 必ずグループに所属している方に依頼してください。
手話通訳	3,500円	手話通訳者

【注1】 座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼金は、基準額の8割以内の額とします。講師補佐（助手）については、基準額の5割以内の額とします。

【注2】 同一講師が同一講義等を2回以上行う場合は、2回目以降の謝礼金は減額します。（同一日は20%程度、異なる日は10%程度減額）

【注3】 原則として、講義1時間あたりの単価は、上記の額になります。ただし、特別の事情がある場合は、当該講師の業績、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、単価の幅の範囲内において個々に区役所が決定します。この場合、講師に関する資料（プロフィール、講演履歴等）を提出してもらうことがあります。

【注4】 謝礼金の手取額は、原則として所得税10.21%を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。

【注5】 学習会、一時保育に関わる部屋の使用料は助成対象外です。

（参考）助成の一例

大学教授と講師補佐（准教授）に2時間の学習会を頼んだ場合

・教授分（講師）：@7,100×2h=14,200円

・准教授分（講師補佐）：@6,200×0.5（基準額の5割以内）×2h=6,200円

合計：20,400円

募集数

10 団体程度（先着順）

予算額に達した時点で受け付けを終了します。

申請の手続きについて

全体の実施計画の提出

提出書類：実施計画書（様式 1）（団体等の役員名簿、団体等の活動実績のわかるものを提出いただく場合があります）

提出先：旭区役所地域課

締切：学習会を実施する **1ヶ月前まで（厳守）必着**

計画書の時点では、日時などは予定で結構です。

実施申請書（様式 2）を提出する段階で詳しくお書きください



事業の内容や実行性を確認し、助成の可否等を区役所より通知します。
実施計画書（様式 1）の受付後 1 週間以内

学習会ごとの実施申請書の提出

提出書類：実施申請書（様式 2）

提出先：旭区役所地域課

締切：学習会を実施する **2週間前まで（厳守）必着**

実施申請書により、助成額が正式に決定します。



実施申請書（様式 2）の提出後に、やむを得ず講師や日時等の変更があった場合は、速やかに区役所へ連絡してください。

学習会の開催

- ・区役所職員が、事前に連絡のうえ、見学に行く場合があります。
- ・アンケートの実施にご協力ください。



学習会ごとの実施報告書の提出

提出書類：実施報告書（様式 3）、請求書（様式 4）、学習会案内文、学習会レジュメ等の参考資料

提出先：旭区役所地域課

締切：学習会を実施した後、**1週間以内（厳守）必着**



講師等へ謝礼金の支払い

- ・請求書（様式 4）に基づき、旭区役所から講師等の口座に謝礼金を支払います。

提出書類は、締切までに旭区役所地域課へ持参または郵送してください。
持参される場合、受付時間は午前 9 時～午後 5 時 30 分です。（土日祝を除く）

講師等のマイナンバーについて

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の実施に伴い、講師謝礼金等の所得税にかかる支払調書の発行に際して、支払相手方（講師等）のマイナンバーが必要となります。

つきましては、講師等に対して別添「講師等のマイナンバーの提供について(お願い)」を配付いただきますようお願いいたします。

後日、区役所から当該講師等へ連絡を行い、対面にてマイナンバーの収集（通知カード等の写しの提出）及び本人確認（運転免許所等の提示）を行います。

ただし、本市から当該講師等に対する1月1日から12月31日までの支払金額の合計額が5万円未満となる場合は、マイナンバーを提供していただく必要はありません。

マイナンバーの取扱いに関して疑義等がある場合は、担当者へお問い合わせください。

その他 注意事項など

主催団体・グループの会員が講師をつとめる場合や材料費などの実費負担以外の受講料を参加者から徴収する場合は、助成対象となりません。

いくつかのPTAなどが合同で実施する学習会も助成の対象となります。

講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。

（ワークショップ、講演とイベントの複合事業など）

手話通訳や車いす席の設置など、どなたでも参加しやすい環境を整えてください。

本市（旭区役所）が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いします。

申請書類は、大阪市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報・法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

区役所職員が、事前に連絡のうえ、見学に行く場合があります。

助成された事業内容等について、区ホームページ等で紹介する場合がありますので、ご了承ください。また、事業参加者へのアンケートにご協力ください。

問合せ先

大阪市旭区役所地域課（生涯学習担当）

〒535-8501

大阪市旭区大宮1丁目1番17号

電話：06-6957-9743

ファックス：06-6952-3248